

一般社団法人日本歯科専門医機構
令和5年度第1回理事会（臨時） 議事録

1. 開催日時 令和5年5月24日（水）午後2時00分～4時30分

2. 開催場所 日本歯科専門医機構事務局（ハイブリッド形式）

3. 出席者（敬称略）

1) 理事数（定足数）ならびに出席理事数とその氏名（敬称略、順不同）

理事現在数 15名（定足数8名）

出席理事数 12名

出席者 会場参加 今井 裕、柳川忠廣、砂田勝久、木本茂成、古郷幹彦、浅海淳一

WEB参加 鳥山佳則、村上伸也、松村英雄、小方頼昌、丹羽 均、豊田郁子

欠席者 伊藤孝訓、丸川珠代、宮脇正和

2) 監事現在数ならびに出席監事数

監事現在数 2名

出席監事数 1名

出席者 会場参加 横山敏秀

欠席 永井裕之

3) 陪席者 会場参加 丸山高人

WEB参加 木村博人、市川哲雄

（厚生労働省）大坪真実、中園健一

議長は、定款31条第1項により理事長が務める旨報告され、定足数の充足を確認し本理事会の成立を宣した。開会に先立ち、本日の理事会には、丸山高人顧問弁護士、木村博人専門医申請学会評価認定委員会委員長、市川哲雄専門医制度整備委員会委員長が陪席されている旨が報告された。

また、厚生労働省医政局歯科保健課から大坪課長補佐が陪席されている旨の報告がされた。

4. 開会の辞

柳川副理事長が開会を宣し開会した。

5. 挨拶

今井理事長より、理事会を始めるにあたり挨拶があった。

6. 厚生労働省挨拶

大坪歯科保健課課長補佐から挨拶があった。

7. 令和4年度第11回理事会議事録(案)の確認

砂田専務理事より、令和4年度第11回理事会議事録(案)について説明があり、基本的に了解が得られた。なお、意見、修正等がある場合には1週間以内に事務局に連絡するよう依頼された。

8. 報告

(1) 庶務報告

砂田専務理事より、令和5年3月8日以降に開催した会議等について報告があった。

(2) 会計報告

木本財務担当理事より、令和5年4月30日までの会計収支計算書について報告があった。

(3) 委員会報告

砂田専務理事より、在り方委員会、専門医申請学会評価認定委員会、IT広報委員会、専門医制度総務委員会、共通研修評価認定小委員会、共通研修企画実施小委員会の開催内容等について報告があった。

(4) 新たな専門領域に関する協議の進捗状況について

砂田専務理事より、インプラント歯科専門医(仮称)、総合歯科専門医(仮称)に関する協議について報告があった。

また、鳥山副理事長から、インプラント歯科専門医(仮称)に関するWGにおける協議の中で、研修について異が唱えられた点について質問があった。

これに対し、今井理事長から、協議の中で、原則、常勤での研修という点について承服できないとして異議が唱えられ、場合によっては協議から離脱も止むを得ない旨の発言であり、これに対し、制度設計の協議は多くの学会、さらに委員会にて合議をしたうえで、理事会で機関決定した機構の整備指針等に則り実施しているもので、他の全ての学会はこの規則の中で対応していただいている旨説明し、次回のWG開催までに当該学会における対応を待っている状況であることが説明された。

(5) 厚生労働省委託事業について

砂田専務理事より、厚生労働省委託事業について、3月30日をもって業務完了報告書を提出した旨の報告があった。

これに対し、厚生労働省大坪課長補佐から報告書作成に対する謝辞があった。

(6) 広報活動について

砂田専務理事より、漫画を使った広報活動について報告があった。

今井理事長より漫画家山田圭子先生と打合せを行い、機構としての意向を伝えたこと、また、山田圭子先生から取材の一環として病院見学を希望しており、先生方にご協力をお願いしたいとの説明があった。

また、鳥山副理事長から、漫画作成に係る費用の一部を日本歯科医学会連合が負担する点について質問があった。

これに対し、松村理事から、昨年度に行った機構との打合せの中で、具体的な金額については、本年度に協議を行うこととしている旨の説明がされた。

(7) 共通研修取扱い状況について

砂田専務理事より、広告可能な5学会の現在の共通研修履修状況について報告があった。

これを受けて、更新等に支障をきたす研修未履修者が多数存在することから、当該未履修者に対し特例的に機構が過去3年間に行った共通研修11講演を再配信するので、受講のうえ単位取得していただきたい旨、学会内で周知していただくよう説明がされた。なお、当該措置については今回限りの取扱いとさせていただくことについても併せて周知いただくよう説明がされた。

(8) 議事録の外部委託について

砂田専務理事より、これまで理事会ならびに社員総会の議事録作成を外部委託していたが、今年度は各委員会についても外部委託することをご承知いただきたい旨の報告があった。

(9) 2023年度第1期運用審査について

砂田専務理事より、広告可能な5学会に対し2023年度第1期運用審査の資料提出に関する依頼を行った旨の報告があった。

また、木村専門医申請学会評価認定委員会委員長より今年度から準（准）研修施設も審査の対象として追加した旨の報告がされた。

(10) 認定証に関する誤処理について

今井理事長より、本機構が発行する認定証を作成する段階で誤処理があった旨の報告ならびに謝罪がされた。

本機構が認定した2019・2020年度の認定証を作成する際に、日本口腔外科学会の研修施設数を誤って当該認定年度のみならず全研修施設数を計上し、外部印刷業者に発注したことにより、印刷経費が約150万円上乗せされ計上されることとなった。これを踏まえ今後の再発防止策を説明するとともに、今井理事長の3か月間の役員報酬1割減ならびに職員に対し戒告処分とした説明がされた。

(11) その他

砂田専務理事より、厚生労働省他関連学術団体との連携・意見交換等の状況について報告があった。

また、今井理事長より、日本口腔外科学会認定の研修施設ならびに准研修施設に送付した認定証について、印刷会社による印刷ミスが判明した旨の報告と日本口腔外科学会に対し今後の対応について協議中である旨の説明がされた。

また、砂田専務理事から、広告可能な5学会に対して、昨年度の運用審査で認定を受けた専門医のデータをお送りいただきたい旨、依頼を行ったという報告があった。

柳川副理事長から厚生労働省委託事業に関する件で、この検証事業において歯科医師の地域偏在について手厚く取り上げていただきたいとの意見が出された。

これに対して、厚生労働省大坪課長補佐から、歯科保健課においても歯科医療提供体制についての検討会を再開予定としており、そういった点も踏まえた報告書等の検討もしていただければとの説明があった。

また、今井理事長からは、機構としても専門医の地域偏在は問題点と考えており、特に開業医の先生方に研修を受けていただくためにも、きちんとした施設をお持ちで専門医である先生のところを活用するなど、今後、整理していきたいとの説明がされた。

9. 審議事項

審議に先立ち、今井理事長より、第1号議案、第2号議案及び第3号議案については関連事項であるため一括審議の旨が提案され、了解を得た。

第1号議案 令和4年度事業報告（案）

今井理事長より、令和4年度事業について、事業報告書ならびに事業報告書（総括）に基づき、広告可能な5つの機構認定専門医、新たな歯科専門医、共通研修、歯科専門医の広報活動、財政とガバナンス、歯科専門医のデータベース、関連団体との連携強化ならびに事務局の体制等について説明がされた。

第2号議案 令和4年度決算（案）

木本財務担当理事より、令和4年度決算（案）について説明がなされた。歳入の部では、共通研修受講料について、当初の予算よりも増えたことが報告された。歳出の部では、事業費において評価認定関連事業が高い執行率となったこと等が報告された。

また、年度予算と同額規模の額を基金とする旨の説明がされた。

第3号議案 令和4年度事業及び収支決算の監査

横山監事より、令和4年度事業報告（案）ならびに決算（案）について職務執行監査を行い、事業報告は法人の状況を正しく示しており、不正行為または違反する事実は認められない、また、計算書類及びその附属明細書は適正に示しているものと認める旨の報告がなされた。

3議案一括して質問を求めたところ、古郷理事より、厚生労働省委託事業費は令和4年度決算に含まれないのかとの質問があった。

これに対し、木本財務担当理事より、令和4年度厚生労働省委託事業費は厚生労働省からの振込が年度を超えてになることより、令和5年度決算に含まれるとの回答があった。

その他特に質問等はなく、3議案一括して採決し、全会一致で承認された。

第4号議案 組織改編について

今井理事長より、第4号議案 組織改編ならびに第5号議案 常勤役員の報酬について審議の依頼があった。

丸山総務委員会委員長より、今井理事長から在り方委員会への諮問に対し、在り方委員会から答申があった組織改編ならびに常勤役員報酬の改定について説明がされた。

組織改編については、共通研修を扱っている共通研修評価認定小委員会と共通研修企画実施小委員会について、活動実績あるいは活動内容からして、親委員会から独立した委員会として設置することが妥当ではないかとの提案がされた。また、両委員会の新たな規程（案）も提示された。そのうえで、附則について本理事会にて承認いただければ本理事会からの施行とさせていただきます旨の説明がされた。なお、当該委員会の担当理事ならびに委員については特に変更なしとしていきたい旨の提案がされた。ただし、共通研修企画実施小委員会については、現在、担当理事が配置されていないので新たに配置いただきたい旨の提案がされた。

これを受けて、砂田専務理事から丹羽理事と宮脇理事に担当理事就任を依頼し、丹羽理事から了承を得た。また、本日欠席の宮脇理事には、別途、説明のうえ了承を得ることとした。

当該議案について、理事からは特に意見はなく、審議の上承認された。

第5号議案 常勤役員の報酬について

当事者である今井理事長は退席のうえ審議が行われ、議長は砂田専務理事が代行した。

丸山総務委員会委員長より役員の報酬等に関する規程（案）について提案がされた。

役職区分や主たる勤務場所の有無といった定義、本機構を主たる勤務場所としている場合の理事長報酬額、定期的な妥当性検証の枠組み等について説明された。

鳥山副理事長より、以前、発言させていただいた趣旨が十分反映されており、早期に承認され

ることを希望する旨の発言があった。

また、丸山総務委員会委員長より、当該事案については総会の議決を経る必要があり、施行日を社員総会の日、遡り6月1日又は7月1日等具体的な施行日を決めた上で社員総会に提案したい旨の説明がされた。

これを受けて、砂田専務理事から各理事ならびに監事から意見を伺い、6月1日施行とすることとし、審議の上承認された。

第6号議案 補綴歯科専門医制度（案）

今井理事長より、補綴歯科専門医制度（案）について審議の依頼があった。

木村専門医申請学会評価認定委員会委員長より、本制度の審査に至る経緯、認証審査の概要、運用審査の経緯、運用審査の評価・判定についての説明があり、その結果を踏まえ当該委員会として本制度の認証を可とすることに決したという説明があった。また、今井理事長より当該専門医制度はこれまでに慎重な協議を重ね、かなり厳しい内容で審議されてきたことを追加説明された。また、補綴歯科専門医（仮称）の仮称は取るという判断がなされた。

柳川副理事長からは、国民の受療につながる分かりやすい名称として、広告が可能となれば「補綴歯科」という名称の議論ができなくなる点、また、医科の方では、新しく広告できるという結論に至ってはいない、遅れている理由について質問がされた。

これに対し、今井理事長から、名称については、これまで我々の周知に対する努力が足りなかったこと。また、これまでこの学問を1世紀近くにわたり培ってきたものに敬意を払い、周知を図ることを条件にした結論であるとの説明がされた。また、医科に関しては、サブスペシャリティの問題に整理がつかず、整備に追われているのではとの説明がされた。

柳川副理事長から、今後、厚生労働省に対して、理事会を経て承認された旨の報告をする際に「補綴」という名称が分かりづらいのであればこういう方策がある等の付記をすることは如何との意見が出された。

今井理事長より、原則、告示にて機構が認定した時点で広告が可能となることが明記されているが、厚生労働省の医療広告ガイドラインの変更が必要とのことであり、当該ガイドラインの変更が完了した時点で広告可能となる旨の説明がされた。「補綴」の名称については、柳川副理事長の意見も尊重し、今後、補綴歯科学会がどういう形で周知活動を行うのか、その内容を提出いただくことも考えていくとの返答がされた。

その他の理事からは特に意見はなく、審議の上承認された。

第7号議案 理事の辞任について

今井理事長より、柳川副理事長が日本歯科医師会の執行部交代のため、6月29日の定時社員総

会をもって辞任の申し出があったことが報告された。

柳川副理事長からは、辞任に際し感謝の辞が述べられた。

当該議案については、審議の上承認された。

第8号議案 令和5年度定時社員総会の招集

今井理事長から令和5年度定時社員総会の開催について提案があり、令和5年6月29日（木）午後4時30分からの開催について、審議の上承認された。

10. 協議事項

(1) ベテランの専門医の活用について

今井理事長より、専門医の更新に対し当機構から臨床事例の報告等を求めている結果、ベテラン専門医の更新辞退が多く、指導医が不足し専門医制度の運用上に支障をきたす状況が出てきている旨の説明がされた。これを受けて、20年間、3回の更新を行った先生は学会への出席、共通研修の履修は従前どおりとし、臨床の点については、臨床に従事している、指導している状況であれば、日々の細かい臨床実態までは求めなくても良いのではないかと提案がなされ、各理事からの意見を求めた。

古郷理事から、名誉教授になられた専門医については、技術力、指導力は十分あるが、日々臨床に携わっている方は少なく、更新をしないと人材として損失になるため、そこは認めていただきたいとの意見があった。

木本理事から、小児歯科専門医も約100名程度減少しており、新規に専門医を取得する先生より辞退される先生の方が上回っている現状であり、臨床能力や指導力の観点からは是非認めていただきたいとの意見があった。

村上理事から、歯周病学会でもこの議論は話題に上がっており、是非、議論を継続していただきたい。また、認定期間20年についてもフレキシブルな議論をお願いしたいとの意見があった。

小方理事から、日本歯科医学会の常任理事会でも専門医の数が減っている原因として高齢の先生方が挙げられていたので、今回の対応は賛成であるとの意見があった。

これを受け、砂田専務理事からは、執行部のほうで内容を纏めたうえで、改めて報告することです承された。

(2) 弁護士顧問料について

砂田専務理事から、丸山顧問弁護士の業務量が膨大なため、顧問料の増額を執行部で検討したい旨の提案がされ了承された。

(3) 領収証の発行について

砂田専務理事から、これまで機構から領収証を発行していたが、社会慣習上、今後、振込で入金されたものについては領収証の発行は控えさせていただき、特にご依頼があった場合には発行するという旨の提案があり了承された。

(4) ワークショップの開催について

砂田専務理事から、今年の9月頃を目途にワークショップを開催することを検討している旨の報告があった。また、協議するテーマ等について各理事等に意見を求めた。

木村専門医申請学会評価認定委員会委員長より、厚生労働省の委託事業に係る報告書でも分かるとおりに専門医の地域偏在について扱っていただきたいとの意見が出された。

砂田専務理事からは、地域偏在の協議は取り上げたほうが良いテーマかもしれないとの回答があった。また、決まり次第、連絡する旨の報告があった。

(5) 事務所の移転について

砂田専務理事から、今後新たな5学会の認定が進んでくることに伴い資料も膨大になり、機構事務局が手狭になることが予測され、現在も資料の置き場に苦慮している状況について説明がされた。また、事務所の更新時期も近づいており、広い場所への移転を検討している旨の報告があった。

(6) その他

各理事からその他として協議の提案はなかった。

11. その他

砂田専務理事から、次回の理事会を令和5年6月29日（木）午後3時から開催予定であることが報告された。

12. 閉会の辞

鳥山副理事長から、議題の審議等が終了した旨が宣され、閉会した。

この議事録が正確であることを証するため、定款第33条に基づき代表理事及び監事は記名押印する。

令和 年 月 日

議長・議事録作成者

理事長 今井 裕 (印)

監事 横山 敏秀 (印)